

## 地域公共交通会議とは

この会議は、道路運送法等の一部を改正する法律が、平成 18 年 10 月 1 日に施行されたことにより、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する場として定められ、その規定に基づき設置するものです。

### 1. 目的

地域公共交通会議は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の乗合旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的としています。

### 2. 検討事項

(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の形態及び運賃・料金に関すること

- ア 運行の形態
- イ 運賃及び料金
- ウ 事業計画（路線、営業区域、使用車両等）
- エ 運行計画
- オ 路線又は営業区域の休廃止等
- カ 運行主体の選定
- キ その他必要と認められる措置

(2) 公共交通会議の運営方法及びその他地域公共交通会議が必要と認める事項

### 3. 地域公共交通会議の合意

(1) 地域公共交通会議における合意の方法

地域公共交通会議において協議が調った場合に、地域公共交通会議における合意があったものとみなす。

(2) 地域公共交通会議の合意を解除または変更する場合

合意の解除または変更については、合意を解除または変更しようとするに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。